

## 2023年度クビアカツヤカミキリ被害調査業務委託仕様書

明石市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に締結する、2023年度クビアカツヤカミキリ被害調査業務委託契約に係る必要事項について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 委託目的

石ヶ谷公園で確認されたクビアカツヤカミキリの被害の現状を踏まえ、明石市域におけるクビアカツヤカミキリの被害を調査し、出現状況を把握するとともに、マップを作成し被害拡大防止を検討するための基礎資料とする。また、調査にあわせ初期防除を実施し被害拡大を防止することを目的とする。

#### 2 資格、経歴等

調査担当者が有する資格及び乙が有するクビアカツヤカミキリ等外来昆虫の調査。または、市民講習会等に関する業務実績を記載した書類を提出すること。

#### 3 委託期間

契約締結の翌日から2024年3月15日までとする。

#### 4 委託調査場所（市内全域）

重点調査区：石ヶ谷公園及びその周辺2kmの範囲とし、乙により踏査  
重点調査区以外：甲が調査及び情報提供を受けた結果を乙が集約

#### 5 業務内容

##### （1）計画・準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程計画・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。

なお、計画書の作成ならびに調査、初期防除（フラス排出孔へ薬剤注入、脱出孔封鎖等）、講習等実施する際は、市が指定する樹木医の意見を聞き実施すること。

※樹木医の謝金は市が負担する。（予算の範囲内とする。）

(2) 現地調査時期及び内容を下表に示す

時期	回数	内 容	調査方法
5月	—	市保有データをG I Sに取り込み、基礎となるマップ作成	
5月	1回	石ケ谷公園及びその周辺2 k mの範囲の被害木調査	踏査
		G I Sに取り込みマップ作成	
6月	2回	市民を対象にクビアカツヤカミキリの講習会※及び採集調査会運営	踏査
		G I Sに取り込みマップ作成	
9月	1回	市民を対象にクビアカツヤカミキリの講習会※及びプラス確認調査会運営	踏査
		G I Sに取り込みマップ作成	
11月	1回	石ケ谷公園及びその周辺2 k m圏内の被害木の調査	踏査
		G I Sに取り込みマップ作成	
随時	—	被害木情報をG I Sに取り込みマップ作成	市からの情報
1月		調査報告とりまとめ	
2月上旬		明石市環境審議会自然環境部会（調査報告）	

※講習会内容：クビアカツヤカミキリの危険性を周知する。また、①採集方法、②プラス発見方法、③薬剤注入作業方法等、クビアカツヤカミキリ防除実施に向けた知識が学べる内容とする。（①、②について、小学校低学年でも理解できる内容とする）

対象：小学校低学年以上（未就学児童は保護者同伴であれば可能）

会場：石ケ谷公園内の会議室及びフィールド、もしくは、フィールドのみ使用のどちらでも可能。（乙の会場費の負担はありません）

集客：甲が広報紙等により募集。また、当日会場で参加の呼びかけを実施。  
運営：講習会の準備から当日の運営を乙が実施（講習会に必要な資料、資料等は、乙が準備）

## ②調査・記録方法

調査対象範囲内を任意踏査し、目撃法で確認されたクビアカツヤカミキリ、及び、その他の外来カミキリ類を記録・整理する。また、可能な範囲で、個体の写真を撮影し、位置情報を記録する。

※クビアカツヤカミキリの個体を捕獲した場合、その場で捕殺すること。

## ③調査日及び調査時間

調査日及び調査時間を設定するにあたっては、あらかじめ調査日及び調査時間の候補を監督員に示し、監督員による当該地を管理する明石市緑化公園課、及び、指定管理者神姫トラストホープ(株)との調整結果を基に最終的に決定するものとする。ただし、天候等による影響を考慮してあらかじめ設定した予備調査日及び調査時間に変更する場合は、事前に監督員に連絡するものとする。

## (3) データ整理

- ・被害を確認した地点をGISデータによる整理を行う。使用ソフトは、QGIS3.28以上とし、作成データはshapefile形式とする。
- ・今回の調査で確認された昆虫類については、環境創造課の保管する「R4 自然環境調査等データベース」(Microsoft Access Database)へ追加登録を行う。

## (4) 報告書作成

- ・調査業務の成果として、GISを活用した被害状況・防除対策状況・被害拡大想定マップ（想定が可能なデータが取集できた場合）を作成。
- ・実施事業を取りまとめた報告書を作成。

## (5) 打合せ協議

受注者は、調査に入る前に監督員と十分な打合せを行い、調査方法、報告書内容、報告書の仕様などを協議し決定すること。対面による打合せ回数は業務着手時、環境審議会自然環境部会報告の計2回とする。なお、急遽打合せが必要な場合は、Web会議等により別途対応すること。

## 8 成果品

納品する成果品は、以下の形式とする。

- ① 報告書 2部

- ② 報告書（概要版） 2部
- ③ 報告書電子ファイル一式
- ④ 「R4 自然環境調査等データベース」（Microsoft Access Database）追加データ
- ⑤ その他監督員から指示があったもの

## 9 完了検査

乙は、報告書の作成が終了した場合は速やかに報告書を提出し、完了検査を受けなければならない。

## 10 乙の費用負担等

- ①業務に必要な消耗品等は、すべて乙の負担とする。
- ②作業により生じた事故および地元住民の苦情等は、すべて乙の責任と負担において処理するものとする。

## 11 環境負荷の低減

明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減に努めるものとする。

## 12 調査事項の保守

乙は、甲の許可なくこの業務によって知り得た知識をほかに漏洩してはならない。

## 13 従事者等

配置する予定の業務責任者が有していない以下の資格を有する者を本業務の担当技術者として配置すること。ただし、専任性は求めない。

- ・生物分類技能検定1級（昆虫）

## 14 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、協議の上定めるものとする。